

新下関市立病院医療機器整備計画策定等支援業務 質問回答書

番号	資料名	ページ・項目等	質問	回答
1	実施要領	P1 2 (4)	履行期間は令和13年3月31日までとされていますが、基本計画においては新病院の開院時期は令和13年度中と示されています。このため、本業務の履行期間終了時点と開院時期との関係についてご教示ください。 また、開院が履行期間終了後となる場合、開院までの期間に必要となる支援業務（例えば、移転準備、医療機器・医療情報システム導入支援、運営準備支援等）の取扱いについて、現時点でのお考えがございましたらご教示ください。	本業務の履行期間は、実施要領および仕様書に記載のとおり契約締結日から令和13年3月31日までです。 令和13年4月1日以降の業務については、全体工程の進捗状況を踏まえ整理・検討の上、別に契約をする予定としています。
2	実施要領	P1 2 (4) P1 4	履行期間後の業務発生について 「新下関市立病院医療機器整備計画策定等支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領」及び「新下関市立病院医療機器整備計画策定等支援業務 仕様書」では、本業務の履行期間は契約締結日から令和13年3月31日（令和12年度末）までとされています。 基本計画に示された整備スケジュールでは令和13年度も事業が継続するものとお見受けしますが、履行期間は令和13年3月31日（令和12年度末）まででよろしいでしょうか。 また、履行期間終了後においても業務継続が必要な場合には、当該業務について別途契約を締結するとの理解でよろしいでしょうか。	回答1をご参照ください。
3	実施要領	P1 4	「各年度における出来高部分について支払う」とありますが、出来高の認定方法及び成果物との対応関係についてご教示ください。	詳細については契約時の協議により決定します。
4	実施要領	P1 4	令和8年度の支払上限額については示されていますが、令和9年度以降の各年度における支払上限額について、現時点で想定されている金額、または配分方針がございましたらご教示ください。	回答3をご参照ください。
5	実施要領	P2 6	応募制限の定義について 当社は、複数の事業会社の株式を保有・管理し、グループ全体を統括する持株会社（ホールディングス）の形態をとっており、その中には工事などを請け負う企業も含まれます。本制限の主旨としては、本業務を受託した場合、新病院整備の設計者及び施工者としての応募ができなくなるという意味であり、資本関係があること自体が応募を制限するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	実施要領	P2 7	再委託・組織所属者の要件について 業務の一部を再委託を行うことは可能でしょうか。また、統括責任者・主任担当者とも、「参加申込者の組織に所属している者であること」との要件がありますが、その他本業務に従事する担当者についても、参加申込者の組織に所属している者である必要がありますでしょうか。	業務の一部を再委託することは可能ですが、発注者とその都度協議をしてください。 その他本業務に従事する担当者についても、参加申込者の組織に所属している者である必要があります。
7	実施要領	P3 7 (1) オ	「会社の同種業務実績」について、複数年契約の業務で指定年度が契約期間に含まれており当該年度に業務を実施している実績は、参加資格を満たすものとしてお認めいただけますでしょうか。	契約履行が完了していれば実績として認められます。
8	実施要領	P2 7 (1) オ	「同種業務」の定義について 「同種業務」の定義について、『新築棟整備および既存施設の全面改修を経て、事業完了後に全体延床面積が30,000㎡以上となっている事業』は同種業務に含めても差支えないでしょうか。	実施要領における本業務の同種業務においてお示ししているとおり、改修は同種業務として認められません。
9	実施要領	P2 7 (1) オ	「同種業務」の定義について 「同種業務」の定義について、『新病院整備事業は完了していないが、新病院整備事業中における部分検収をいただいている場合』であっても、実績に含めても差支えないでしょうか。	本業務の同種業務（「医療機器・備品等整備計画策定支援」、「医療情報システム整備計画策定支援」、「運営計画策定支援」の全てを含む支援業務）の契約履行が完了していれば実績として認められます。

新下関市立病院医療機器整備計画策定等支援業務 質問回答書

番号	資料名	ページ・項目等	質問	回答
10	実施要領	P3 7 (1) オ	「契約履行が完了した実績」を有することが参加要件とされていますが、開院支援業務は通常、設計・施工者選定支援、設計支援、建設支援、開院支援等の複数の段階に分かれて長期間にわたり実施されます。 このため、設計・施工者選定支援業務や設計支援業務等として受託し、当該契約の履行が完了しているものの、病院自体は未開院である案件についても、業務実績として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	本業務の同種業務（「医療機器・備品等整備計画策定支援」、「医療情報システム整備計画策定支援」、「運営計画策定支援」の全てを含む支援業務）の契約履行が完了していれば実績として認められます。
11	実施要領	P3 7 (1) オ	「契約履行が完了した実績」とありますが、開院支援業務においては、開院までの一連の業務を単一契約で実施するのではなく、年度毎や半期毎に契約を更新しながら継続的に支援を行う場合があります。 このような場合において、すでに建設段階であれば、各契約の履行が完了している実績についても、業務実績として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	回答10をご参照ください。
12	実施要領	P3 7 (1) オ	「契約履行が完了した実績」とありますが、病院整備支援業務においては、開院支援までを含む一連の業務ではなく、基本設計・実施設計支援業務として受託し、当該契約の履行が完了している場合があります。 このような実績についても、実施要領に定める同種業務実績として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	回答10をご参照ください。
13	実施要領	P6 10 (6) ア	「テーマごとに1枚の用紙（A4判縦）」とありますが、企画提案書は各テーマにつきA4判1枚（片面1ページ）で作成するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	仕様書	P1 2	CM業務受託者、設計施工者及び本業務受託者の役割分担について、現時点で整理された資料や責任分担資料等があればご教示ください。	契約後に整理するものとしています。
15	仕様書	P1 2	現在すでにCM業務受託者による業務が開始されていると理解していますが、CM業務において設置・運営されている会議体についてご教示いただくとともに、そのうち、本業務受託者が参画を想定する会議体についてご教示ください。	建設推進会議及び事務局会議を設置しています。そのうち、建設推進会議への参画を想定しています。
16	仕様書	P1 2	「2病院との調整」とありますが、基本計画策定時において、下関市立市民病院及び下関医療センター間の意見調整や意思決定を行っていた会議体の名称、構成メンバー、役割及び開催頻度についてご教示ください。 また、本業務において想定されている検討組織、会議体及びワーキンググループ等について、構成メンバー、役割及び開催頻度をご教示いただくとともに、併せて、基本計画策定時の会議体構成からの変更の有無についてもご教示ください。	2 病院協議として、病院長をはじめ病院幹部、および市職員を交えて会議を実施しています。2 病院での意見を集約し、決定を行います。開催頻度は不定期です。 今後についても同様の予定です。 上記のほか、必要に応じて2 病院間で協議を行っていく予定です。
17	仕様書	P1 2	下関市立市民病院及び下関医療センターが統合される時期は新病院開院時との理解でよろしいでしょうか。それとも開院前に機能統合や組織統合などを実施する計画等があればご教示ください。	開院前の統合を含め、統合の時期は未定です。
18	仕様書	P1 5 (1)	CM業務仕様書において、医療機器及び医療情報システム整備については医療コンサルと共同で確認・調整を行う旨が記載されていますが、本業務受託者に期待される役割及び責任範囲についてご教示ください。	CM業務受託者と調整の上、十分に連携することにより、円滑に業務を遂行することを期待します。

新下関市立病院医療機器整備計画策定等支援業務 質問回答書

番号	資料名	ページ・項目等	質問	回答
19	仕様書	P1 5 (1)	設計施工者選定支援において、入札説明書、要求水準書（案）、事業者選定基準（案）、応募者提案様式（案）、予定価格、契約書（案）の作成並びに事業者選定委員会の運営支援及び事業者提案の審査支援は、主としてCM業務受託者の業務範囲であると理解しています。 これらの業務に関連して、特に要求水準書作成に関連して求められる支援内容（医療機能条件整理、医療機器条件整理、医療情報システム整備条件整理、運営条件整理等）があればご教示ください。	お見込みのとおり、医療機能条件整理、医療機器条件整理、医療情報システム整備条件整理、運営条件整理等の支援を行います。
20	仕様書	P3 5 (3)	現在運用されている下関市立市民病院及び下関医療センターの電子カルテシステムについて、ベンダー名、製品名及び直近の更新時期（今後予定している更新を含む）をご教示ください。	具体的な名称及び更新時期については、契約後にお伝えします。
21	仕様書	P3 5 (3) ①～④	医療情報システム及び医療システムの対象範囲には、人事給与、財務会計、総務等の管理部門システムも含まれるでしょうか。本業務受託者が担う業務対象範囲についてご教示ください。	人事給与、財務会計、総務等の管理部門システムは含まれません。
22	仕様書	P3 5 (3) ②	「新病院への移設・運用をローリング計画に含め検討・調整する」とありますが、ここでいう「ローリング計画」とは、医療情報システムの更新計画、移行計画又は段階的な導入・更新計画を指すとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、新病院整備事業全体における整備・移転スケジュールに関連する計画を指しているのでしょうか。想定されているローリング計画の内容及び位置付けについてご教示ください。	新病院整備事業全体における整備・移転スケジュールに関連する計画を想定しています。
23	仕様書	P3 5 (4)	患者移送の実施主体は移転業者とされていますが、患者移送計画の策定支援及び移転業者との調整支援は本業務に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。本業務受託者が担う業務対象範囲についてご教示ください。	お見込みのとおりです。
24	仕様書	P4 5 (5)	業務対象範囲について届出支援の範囲についての確認です。基本的に医療法に関する届出の支援を意味するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	仕様書	P4 5 (7)	過去業務資料の提供について 本業務を実施するにあたり、基本計画段階で作成された事業収支計画のデータ（計算式が飛んでいる状態）を受領することは可能でしょうか？	データの提供は可能です。
26	仕様書	P4 5 (8) ①	D X 提案の対象範囲には診療部門のほか、人事・給与・経理・総務等の管理部門も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	仕様書	P5 5 (9) ②	「受託者の出席が定められていない会議については、議事録又は報告をもとに必要に応じ発注者に助言する」とありますが、現時点で受託者の出席が想定されている会議体と、出席を想定していない会議体の区分についてご教示ください。	詳細については契約時の協議により決定します。
28	仕様書	P5 5 (9) ③	「関係部門への説明支援」について、議会説明や住民説明会等において、受託者による資料作成支援、会議への出席、説明者としての対応が求められる可能性はあるでしょうか。現時点で想定されている支援内容及び役割についてご教示ください。	発注者が必要に応じて資料等作成支援、会議への出席、説明者としての対応を求める場合があります。

新下関市立病院医療機器整備計画策定等支援業務 質問回答書

番号	資料名	ページ・項目等	質問	回答
29	仕様書	P6 7 (8)	「厚生労働省からの技術的支援に対し十分な理解をし、整合性を図りながら進めなければならない」とありますが、現時点で想定されている厚生労働省からの技術的支援の内容、実施体制及び本業務との関わりについてご教示ください。	現時点で想定されるものではありません。
30	様式4	-	記載方法について 業務実績を8件以上記載する場合は、欄を適宜追加して記載してもよろしいでしょうか。また、評価基準に含まれる事項（「同種業務実績」、「設計・施工一括発注方式で発注する事業者選定支援業務の実績」や「再編統合に関する支援業務の実績」）については、その旨を様式内で補足して記載する形でよろしいでしょうか。	欄を適宜追加して記載してください。 評価基準に含まれる事項は、その旨を様式内で補足して記載してください。
31	様式4 評価基準	-	評価基準では「設計・施工一括発注方式で発注する事業者選定支援業務」の実績、「再編統合に関する支援業務」の実績、それぞれの件数が評価対象となっています。業務名欄にその旨を記載すればよろしいでしょうか。当該実績の記載方法についてご教示ください。	回答30をご参照ください。
32	様式6-1 様式6-2	-	記載方法について 調書に記載する業務実績は、実施要領7(1)オに記載された「同種業務」に該当する実績を記載するという理解で相違ありませんでしょうか。また、評価基準に記載された統括責任者・主任担当者の評価は、実施要領7(1)オに記載された「同種業務」での実績が評価されるという理解で相違ありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	様式6-2	-	記載対象者について 様式5「配置予定責任者一覧」に記載する統括責任者及び各主任担当者以外にも担当者（副担当者等）を配置する場合、当該担当者の調書の提出は不要でよろしいでしょうか。 また、兼任業務として示されている3項目（物流搬送、事業収支、移転計画）の主任担当者については、様式6-2「配置予定担当者調書【主任担当者】」への記載は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、統括責任者及び各主任担当者以外の担当者（副担当者等）を配置する場合は、当該担当者の調書の提出は不要です。 ご質問の3項目（物流搬送、事業収支、移転計画）の主任担当者についても、兼任業務のみの場合は、様式6-2を記載してください。
34	様式8	-	積算内訳書について 様式8「参考見積書」に記載する金額については、履行期間である契約締結日から令和13年3月31日までの業務に係る総額を記載するものと理解しております。積算内訳書（任意様式）においては、年度ごとの金額を提示する必要がありますでしょうか。	年度ごとの金額を提示してください。
35	評価基準	-	評価項目に記載されている「設計・施工一括発注方式で発注する事業者選定支援業務」とは、設計及び施工を一括して同一事業者に発注する設計・施工一括発注方式（DB方式）に係る事業者選定支援業務を指すとの理解でよろしいでしょうか。 また、当該実績の対象施設については、公立病院に限定されず、国立病院、地方独立行政法人、公的病院、私立病院における同種実績も評価対象として取り扱われるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 対象施設については、公立病院に限定されず、実施要領における本業務の同種業務においてお示ししているとおりとなります。
36	基本計画書	部門計画関連	外来患者数、診察室数、救急初療室数、内視鏡室数、生理検査室数、医局人数、事務室人数、更衣室人数、院内保育利用人数について、設定済みの条件があればご教示ください。また未確定の場合、これらの設定支援は本業務範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	基本計画に記載の設定条件のみとなります。 お見込みのとおり本業務に含まれます。
37	基本計画書	P3 概算事業費	基本計画書において、医療機器等整備費として55.1億円が見込まれており、その対象として医療機器、厨房機器、什器、看護備品、家電、医療情報システム及びネットワーク工事等が示されています。現時点で各項目の予算配分又は予算額の内訳が整理されている場合は、ご教示ください。また、未整理の場合は、本業務において当該予算配分の検討を行うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり本業務において検討を行います。